

【県央みずほ斎場】新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬を行う際の施設利用制限の緩和について

国のガイドライン改正に伴い、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬を行う際の県央みずほ斎場のご利用について令和5年1月13日より下記のとおりといたします。

ご不明な点は県央みずほ斎場へお問い合わせください。

(電話048-569-2800 受付時間8時30分～17時)

火葬室・待合室・式場の利用について

・御遺体に、適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、納体袋へ収容せず、施設をご利用いただけます。

霊安室について

・ご遺体の保管が困難なため、引き続きご利用いただけません。